

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年8月13日（令和元年（行個）諮問第65号）

答申日：令和2年11月2日（令和2年度（行個）答申第113号）

事件名：本人からの相談に係る相談連絡票等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「兵庫労働局が平成30年特定日Aに、私から偽装請負に関する相談を受けて行った、調査並びに文書での指導等の全ての書類。また、私が提出した書類一式。（平成30年特定日Bまで）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書12に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定につき、諮問庁が同欄に掲げる文書13ないし文書16に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについて、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月20日付け兵労個開第273号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 不開示部分と審査請求の趣旨

開示された部分は、私が兵庫労働局に提出した書類ばかりであり、私の偽装請負の申告（相談）を受けて同局が行った調査及び文書での指導等の書類は、「以下111頁は不開示とする」として一切開示されていない。この不開示部分の取消しを求める。

###### イ 不開示部分の理由

処分庁が挙げた不開示理由に係る法の適用条項は、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイである。

ウ 不開示決定が不当であること

(ア) 法14条2号該当性について

特定個人を識別できる部分として、「氏名、自署、住所、電話番号、印影等」は不開示で致し方ないが、その部分に限って黒塗りとし、その余の部分は開示すればよく（下記（イ）bのなお書きに理由を記載）、111頁に及ぶ不開示は不当である。

(イ) 法14条3号イ該当性について

本件開示請求文言を踏まえ、不開示部分について検討する。

なお、仮に法人等に関する情報の中に特定個人を識別できる部分があれば、上記（ア）で述べたように、当該部分に限って不開示とすればよい。

a 「調査並びに文書での指導等の全ての書類」について

これは「調査等の文書」と「指導等の文書」に分類できる。

「労働者派遣事業関係業務取扱要領（2018年7月厚生労働省職業安定部）」（以下「業務取扱要領」という。）によれば、指導及び助言（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律48条）並びに報告（同法50条）また、勧告（同法49条の2第1項）や公表（同条2項）に関する文書の存在が考えられる。

以下、「指導等の文書」とは、指導及び助言、報告、勧告並びに公表に関する文書とする。

b 「調査並びに文書での指導等の全ての書類」の不開示部分が「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」といえるか。

「調査等の文書」がどのようなものか想像がつかないが、「指導等の文書」の文書であれば、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」の部分に限って黒塗りとし、その余の部分を開示すればよく、111頁に及ぶ不開示は不当である。

なお、「部分開示の方法に関する判断基準（法15条関係）」の第1において、「『区分』とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、『除く』とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう」とされ、「保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に

記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる」とされている。すなわち、文書で記録されている情報の黒塗りは、一般的には容易であるとの判断基準が示されている。

法人等の情報についても同様であり、仮に具体的な事業所名等が書かれているのであれば、その部分を黒塗りにすればよく、法人名であれば規模等を検討し開示するのか決定すればよい。

(ウ) 法14条7号柱書き及びイ該当性について

処分庁のいう「労働局（注）が行った手法、法違反等に対する措置等が明らかになる情報」について検討する。（（注）都道府県労働局を指す。以下同じ。）

「指導等の文書」に「労働局が行った手法」が記載されていると述べている。しかし、「手法、法違反に対する措置」については、業務取扱要領の「第11 違法行為の防止、摘発」に詳しく掲載されており、「措置等が明らかになる情報」は既にインターネット等で公開されている。したがって、開示しないのは不当である。

仮に本件文書について、業務取扱要領に記載されている手法と実際に行った手法とに差があるのなら、その違いを明らかにし、「労働局が行う検査から逃れることを容易にし、又は助長する等、指導監督業務の適正な執行に支障を及ぼす」ことを具体的に説明しなければならない。

また、もし「法違反等に対する措置等が明らかになる情報」があるならば、上記（イ）bで述べたように、その部分だけを黒塗りとし、その余の部分を開示すれば問題はない。

(エ) 上記（ア）ないし（ウ）で述べた理由により、「指導等の文書」は開示しなければならない。

(オ) 仮に上記（エ）の主張が認められない場合には、以下の理由で開示すべきである。

2015年10月1日から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）が改正され、労働契約申込みみなし制度が施行された。この制度は、「派遣労働者の希望を踏まえつつ雇用の安定が図られるようにするため」（「労働契約申込みみなし制度について」（2015年9月30日職発0930第13号））のものであり、「無許可事業主から派遣を受け入れた場合」や「いわゆる偽装請負等の場合」（善意無過失を除く。）については、「労働派遣の役務の提供を受けるものが派遣労働者に対して、労働契約の申込をしたものとみなす制度」とされている。

すなわち、本件不開示部分の開示がなければ、特定事業所が私に労働契約の申込みをした状況かどうか検討することもできない。仮に労働契約の申込みをした状況だとすると、その申入れに対して私が承諾する場合はその意思表示をする必要がある。よって不開示部分については、開示しなければならない。

エ 最後に、上記ウで述べたように、原処分は不当であり、上記ウの各項目を詳しく吟味し、速やかに開示決定することを求める。

(2) 意見書1

ア (略)

イ 「2 諮問庁としての考え方」について

全てにわたり開示すべきであるが、氏名自署、住所、電話番号、印影については、開示を強く求めるものではない。

なお、「一部新たに開示する」としている内容が全く分からない。

ウ 「3 理由」について

審査請求書(上記(1))に記載のとおりであるが、一部表現の異なるところもあるので、同趣旨であるが再度記載する。

(ア) 「(1) 本件対象保有個人情報の特定について」

「別表に掲げる文書1から文書12」とあるが、そのような文書があることは不知。

(イ) 「(2) 不開示情報該当性について」

a 法14条2号該当性について

諮問庁は頁数を掲げて「審査請求人以外の特定の個人を識別することができる氏名自署、住所、電話番号、印影等が含まれて」いる旨述べるが、審査請求人は、上記イのとおり、上記下線部の情報の開示を強く求めるものではないし、審査請求書(上記(1)ウ(ア))で述べたように、「氏名、自署、住所、電話番号、印影等」は、その部分に限って黒塗りとすればよい。すなわち、法15条1項で「行政機関の長は、(中略)不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とされており、「氏名自署、住所、電話番号、印影等」は、容易に区分して除くことができる。

(上記(1)ウ(イ)bなお書きと同旨につき中略)

b 法14条3号イ該当性について

新たに開示するとする部分が、諮問庁から送付されていないので分からない。そのため、処分庁の主張について、審査請求人は以下のとおり反論する。

「特定事業所に関する情報」については、業務取扱要領によれ

ば、立入検査の対象は「立入検査の目的を達成するため必要な事業所及び帳簿、書類その他の物件に限定される」となっている。また「労働局の対応に関する情報」については、特定事業所であろうがなかろうが、業務取扱要領の第11に詳しく掲載されているので、開示されても何ら問題はない。

すなわち、労働局から特定事業所が立入検査を受けることは、必ずしも稀なことではなく、また帳簿類が審査請求人に開示されることによって、直ちに社会的なダメージの低下を招き求人活動等や取引会社との間で信用を失うということはないといってよいであろう。

指導や助言は、「当該事業主等の自主的な改善努力を助長し、違法とは言えないまでも法の趣旨に反した行為等を改善させ、又は違法行為を行うおそれがある場合にそれを防止するためのもの」（業務取扱要領）であり、労働局からの指導や助言に真摯に向き合わず、特定事業所が改善を行わない場合には、企業名公表や勧告、送検等の対象になっていくと思われる。

特定事業所は、現在、企業名の公開や送検などの対象となっておらず、指導や助言により改善されたと思われる。そうであれば、稀ではない指導や助言を受けたが、真摯に対応し改善したということである。社会通念として、指導や助言を受けたが改善をしたということであれば、功を奏することも多く、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するというよりも、逆に利することになるのではないか。

仮に特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を損ずることがある場合には、特定の事業所との社名が記載されている部分のみを黒塗りして、その余の部分は開示すればよい。

c 法14条7号イ該当性について

別表の対応表はあるが、新たに開示するとする部分が実際にどの部分か送付されていないので、具体的な内容について反論できない。よって以下の内容について反論する。

- (a) 「労働局が行う検査、指導等について、関係者からの事情聴取、実態確認のための必要な資料収集等の調査の方針、実地状況、手法等が明らかになるおそれ」について検討する。これについても審査請求書で既に述べているが、一部異なる点があるので再度検討する。

諮問庁は、労働局が行う検査、指導等について「調査の方針、実施状況、手法等が明らかになるおそれ」があるとする。しかし、「労働局が行う検査、指導等手法、法違反に対する措置」

については、業務取扱要領の第11に詳しく掲載されており、業務取扱要領は既にインターネット等で公開されているため、「調査の方針、実施状況、手法等が明らかになるおそれ」等はない。したがって、開示しないのは不当である。

仮に本件文書について、業務取扱要領に記載されている手法等と実際に行った手法等とに違いがあるのなら、業務取扱要領との違いを明らかにせねばならない。違いを明らかにせず開示しないのは不当である。

- (b) 「国の機関が行う監査、検査、取締り等に係る事務に関して、正確な事実把握を困難にするおそれ又は違法行為若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれ」について検討する。

上記(a)で述べたように、労働局が行う検査、指導等については、業務取扱要領の第11に詳しく掲載されているので、情報開示を契機として、上記の「国の機関が行う監査、検査、取締り等に係る事務に関して、正確な事実把握を困難にするおそれ」等は発生しない。また、仮に本件文書において業務取扱要領に記載されている手法等と実際に行った手法等とに違いがあるのなら、業務取扱要領との違いを明らかにした上で、違いがある部分だけを墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、開示すればよいと思われる。

- d 法14条7号柱書き該当性について

ハローワークシステムを利用するための担当者IDについては、その部分のみを黒塗り等にして不開示とすることは認める。

- (ウ) 「(3) 新たに開示する部分について」

上記(イ)で述べたように、諮問庁が新たに開示するとした部分の追加開示だけでは不当である。

- (エ) 「(4) 審査請求人の主張について」

審査請求書(上記(1))ウにおける私の主張の内容について具体的に吟味・主張せず、十把一絡げに「法14条各号の規定に基づいて開示不開示の判断をしている」と主張している。よってこれらの諮問庁の主張は受け入れられない。

- (オ) 仮に上記(イ)ないし(エ)の主張が認められない場合には、上記(1)ウ(オ)に述べた主張をする。

よって不開示部分については、開示しなければならない。

## エ 最後に

以上に述べたように、原処分の一部開示(諮問庁による追加開示を含む。)は不当であり、速やかに全部開示するよう求める。

### (3) 意見書 2

#### ア 諮問庁が新たに特定した文書について

補充理由説明書によると、諮問庁が改めて確認したところ、本件文書に該当する文書として、別表に掲げる文書 13 ないし文書 16 が漏れており、文書 16 の一部を開示するという。漏れていたことは、兵庫労働局の文書管理の杜撰さが浮き彫りに出たものであり、また、開示しないのであれば意味をなさない。

また、補充理由説明書の記載は、本件請求保有個人情報 1 つのファイルに保存されていなかったことを示している。

#### イ 「補充理由説明書」の「別表」について

文書 16 については、「兵庫労働局が調査により入手した書類」とあるのみで、概要の説明もなく、どのような文書であるか全く分からない。その中で、「項目内容」欄、「担当者」欄、該当箇所の頁番号が記載されても何ら意味をなさない。

文書 13 ないし文書 15 については不開示部分のみであるが、どのような文書なのか、概要すら分からない文書に対して不開示の根拠条文を示したところで、審査請求人にとっては、全く意味をなさず、説得力は全く無い。

該当箇所を特定して「新たに開示する部分」とされている部分もあるが、審査請求人に対して、概要説明等さえないまま文書の頁番号を示しても、何ら意味がない。

#### ウ 別表について

原処分では、私が提出した書類 26 枚を全部開示するとともに、「相談連絡票」1 枚を部分開示とし、それ以降の書類は「以下 111 頁は不開示とする」（資料 3）とした。

別表によると、文書には「番号」や「頁」が付されているとのことだが、開示された「相談連絡票」（資料 1）や「出勤簿」（資料 2）を見ても頁番号の記載はない。「文書名」についても、開示された文書には記載がなく、そのような区分が行われていたような痕跡もない。

#### エ 最後に

補充理由説明書は、文書 13 ないし文書 16 の特定が漏れていたというものであり、開示不開示の基本的な考え方は変わっていない。不開示部分に係る法の適用条項についての反論は、上記（2）で述べた。原処分の一部開示（諮問庁による追加開示を含む。）は不当であり、速やかに全部開示するよう求める。

（資料 略）

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以

下のとおりである。（補充理由説明書による追加・訂正部分は、本件対象保有個人情報2の追加特定及びこれに伴う法の適用条項であり、下線部で示す。）

## 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年12月27日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件請求保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年5月14日付け（同月15日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を変更し、本件対象保有個人情報2を追加して特定するとともに、原処分における不開示部分及び本件対象保有個人情報2のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考える。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件請求保有個人情報は、審査請求人が、労働者派遣法5条1項の規定に基づく許可を受けていない者が労働者派遣事業を行っていると考え、兵庫労働局へ相談したことに係る相談及びその処理に係る文書に記録された保有個人情報である。原処分においては、本件対象保有個人情報1を特定したが、諮問庁において改めて確認したところ、追加の文書の存在が確認されたため、本件対象保有個人情報2を追加して特定する。

### (2) 不開示情報該当性について（別表の3欄に掲げる部分）

#### ア 法14条2号該当性

文書1①、3②ないし④及び⑥、4、5、6①、7、14、15並びに16②、⑤、⑦及び⑧には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる氏名自署、住所、電話番号、印影等が含まれている。

当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。このため、当該部分は、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性

文書1②、3①ないし⑩、4、5、6①、7ないし10、12①ないし④、13ないし15並びに16①、④、⑦及び⑧には、調査対象である特定の事業所に関する情報及び当該特定の事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれている。

これらの情報が開示された場合、当該特定の事業所の権利、競争上



の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該情報は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条7号イ該当性

文書1②、3①ないし⑩、4、5、6①、7ないし11及び13ないし15には、審査請求人からの相談に係る労働局の判断、対応方針等が具体的に記述されている。

これらの情報が開示されると、労働局が行う検査、指導等について、関係者からの事情聴取、実態確認のために必要な資料収集等の調査の方針、実施状況、手法等が明らかとなり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠蔽を行うなど、国の機関が行う監査、検査、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条7号柱書き

文書12⑤並びに16③及び⑥には、ハローワークシステムを利用するための担当者IDが記載されている。

当該情報を開示することでハローワークシステムの不正利用を容易にし、公共職業安定所における職業相談・職業紹介等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該情報は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 新たに開示する部分について

別表の2欄に掲げる部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

#### (4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2(1)のとおり主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条1項の規定に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに法14条各号の規定に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件請求保有個人情報の開示請求については、原処分を変更し、本件対象保有個人情報2を追加して特定するとともに、原処分における不開示部分及び本件対象保有個人情報2のうち上記3(2)に掲げる情報を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であるものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年8月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月11日 審議
- ④ 同年10月3日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 令和2年2月3日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年3月3日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑦ 同年10月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑧ 同月29日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報1を特定し、その一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象保有個人情報2を追加して特定するとともに、原処分における不開示部分及び本件対象保有個人情報2の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当し不開示とすることが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書1（上記第2の2（1）ウ（ア）及び（イ）並びに（2）ウ（イ）a及びd）において、法14条2号に該当するとして不開示とされた開示請求者以外の「個人の氏名、自署、住所、電話番号及び印影」並びに同条7号柱書きに該当するとして不開示とされた「ハローワークシステムを利用するための担当者ID」については開示を求めないとしているものと解されることから、以下においては、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、これらに該当することが明らかである別紙に掲げる部分については、不開示情報該当性は判断しない。

### 2 不開示情報該当性について

#### （1）開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

##### ア 通番1

当該部分は、「相談連絡票」の回覧欄の欄名の一つであり、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきで

ある。

#### イ 通番 2 及び通番 10

当該部分は、相談連絡票及び「兵庫労働局の作成した文書」の記載の一部であり、相談時に兵庫労働局担当者が相談者である審査請求人等に複数の事業所に関連して依頼した内容、審査請求人が特定の事業所に就業した経緯等が記載されており、審査請求人の知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、これらの事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及び 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番 3、通番 7 及び通番 9

当該部分は、「兵庫労働局が作成した文書」の記載の一部であり、同労働局が審査請求人に関係する複数の事業所に対して行った調査の形態を表す語句、審査請求人が知る事業所がその対象となったことが分かる記載、審査請求人が雇用されている特定事業所 E の本件事案における業務類型と主な事業、審査請求人が特定公共職業安定所の紹介により特定事業所に採用された経緯等である。当該部分は、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人の知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法 14 条 3 号イ及び 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番 4、通番 6 及び通番 8

当該部分は、「兵庫労働局が作成した文書」の記載の一部であるが、法 14 条 2 号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、兵庫労働局が審査請求人に関係する複数の事業所に対して行った調査の形態を表す語句、審査請求人が知る複数の事業所がその対象となったことが分かる記載、審査請求人が雇用されている特定事業所 E の本件事案における業務類型、審査請求人が現場において所属する作業班の人員構成や作業指示の状況等の記載等であり、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人の知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番11、通番13(1)及び通番27(1)

当該部分は、「兵庫労働局の作成した文書」の記載の一部であり、兵庫労働局が審査請求人に関係する複数の事業所に対して行った一連の調査及びその結果に基づく行為の日付等である。これらの日付については、諮問庁が新たに開示している文書3(28頁)の立案、決裁、施行日等から推認が可能であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番13(2)及び通番27(2)

当該部分は、「兵庫労働局が作成した文書」の一部であり、同労働局が審査請求人に関係する複数の事業所に対して行った調査結果等の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番20

当該部分は、「特定の事業所が提出した書類」の記載の一部であるが、審査請求人が業務上当該事業所に提出した書面と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番21

当該部分は、「特定の事業所が提出した書類」の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当せず、開示すべきである。

ケ 通番23及び通番24

当該部分は、「兵庫労働局が調査により入手した書類」の記載の一部であり、審査請求人に関係する事業所の事業所台帳に関する資料に記載された労働保険番号である。

諮問庁は、諮問に当たり、同資料の事業所の名称を開示することとしていることから、当該部分を開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

コ 通番29

当該部分は、特定事業所Dが提出した書類の記載の一部であり、当該事業所の事業主の職名及びその営む事務所及び工場の名称、所在地、FAX番号、メールアドレス等である。

当該部分のうち事業主の職名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の情報であり、審査請求人が知り得るものと認められることから、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、事業主の職名を含め、法14条3号に規定する開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するが、原処分において開示されている情報と同様の情報であり、審査請求人が知り得るものと認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

サ 通番36及び通番37

当該部分は、「兵庫労働局が調査により入手した書類」の記載の一部であり、審査請求人に関係する事業所の事業所台帳に関する資料に記載された事業所番号であるが、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の4欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号及び3号イ該当性について

通番 3 6 及び通番 3 7（氏名を除く。）は、「兵庫労働局が調査により入手した書類」の記載の一部である。

（ア）通番 3 6（⑦-1に限る。）及び通番 3 7（⑧-1に限る。）

当該部分は、特定の事業所の労働保険に関する「取得中被保険者数」であり、当該特定の事業所の労務管理に関する内部情報であると認められる。

このため、これを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番 3 6 及び通番 3 7（上記（ア）を除く。）

当該部分は、特定の事業所における審査請求人以外の特定の個人の労働保険の被保険者番号、資格取得年月日、生年月日、性別、年齢等の情報である。

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法 1 4 条 2 号及び 3 号イに該当する旨説明するが、当該部分には、これらの個人の被保険者番号等が行ごとに表示されており、それぞれ特定の個人に係る別個の情報であると認められることから、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

イ 法 1 4 条 2 号， 3 号イ及び 7 号イ該当性について

（ア）通番 4（氏名を除く。）は、「兵庫労働局が作成した文書」の一部であり、同労働局の調査の実施内容が記載されているが、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分を開示すると、派遣、請負等関係の調査に係る手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 7 号イに該当し、同条 2 号及び 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番 5， 通番 6， 通番 8， 通番 1 4 ないし通番 1 7， 通番 2 8 及び通番 2 9（氏名， 自署， 電話番号及び印影を除く。）

当該部分のうち、通番 5， 通番 6 及び通番 8 は「兵庫労働局が作成した文書」の一部であり、同労働局が特定の事業所から聴取した派遣、請負等関係の詳細な実態が記載されており、その余の部分は、

「特定の事業所が提出した書類」の一部であり、いずれも、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分を開示すると、派遣、請負等関係の調査に関し、事業所等関係者からの聴取又は資料提出の協力が得られなくなるなど、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条3号イ該当性について

通番22ないし通番25、通番30及び通番33は、「兵庫労働局が調査により入手した書類」の記載の一部である。

当該部分のうち、通番22は、一般に公にされていない特定の事業所のメールアドレスであり、これを開示すると、いたずらや偽計等に使用され、当該事業所が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すおそれがあると認められる。また、通番23及び通番24は、事業所台帳に関する資料に記載された特定の事業所の労働保険に関する取得中又は前月末現在被保険者の各人数、通番25、通番30及び通番33は、特定の事業所の求人に関する連絡先の情報又は充足人数の推移の情報であり、これらは、当該事業所の労務管理及び採用に関する内部情報であると認められる。

このため、これらを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条3号イ及び7号イ該当性について

(ア) 通番2、通番3、通番10（「4 調査結果」欄に限る。）、通番11及び通番12

当該部分は、「相談連絡票」及び「兵庫労働局が作成した文書」の一部であり、兵庫労働局の調査の方針、実施内容、調査結果、担当官意見等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分を開示すると、派遣、請負等関係の調査に係る手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 7, 通番 9, 通番 10 (上記 (ア) を除く。), 通番 18 及び通番 19

当該部分のうち, 通番 18 及び通番 19 は「特定の事業所が提出した書類」の一部であり, また, その余の部分は「兵庫労働局が作成した文書」の一部であって同労働局が特定の事業所から聴取した派遣, 請負等関係の詳細な実態が記載されており, いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため, 当該部分を開示すると, 派遣, 請負等関係の調査に関し, 事業所等関係者からの聴取又は資料提出の協力が得られなくなるなど, 労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 7 号イに該当し, 同条 3 号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 13 及び通番 27

当該部分は, 「兵庫労働局が作成した文書」の一部であり, 同労働局が, 特定の事業所に対する調査結果を踏まえて, 当該事業所に行った指導内容等が記載されており, 審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため, 当該部分を開示すると, 特定の事業所の信用を低下させ, 取引関係や人材確保等の面において当該事業所の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 3 号イに該当し, 同条 7 号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は, その他種々主張するが, いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件対象保有個人情報 1 の一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない, 又は法 14 条 2 号, 3 号イ並びに 7 号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定について, 諮問庁が新たに本件対象保有個人情報 2 を追加して特定し, その一部を同条 2 号, 3 号イ, 7 号柱書き及びイに該当するとして不開示とすべきとしていることについては, 審査請求人が開示すべきとし, 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち, 別表の通番 36 (⑦-2 に限る。以下同じ。) 及び通番 37 (⑧-2 に限る。以下同じ。) に掲げる部分は, 審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので, 不開示としたことは結論において妥当であり, 別表の通番 36 及び通番 37 並びに 4 欄に掲げる部分を除く部分は, 同条 2 号, 3 号イ及び 7 号イに該当すると認められる



ので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。  
(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，審査請求人が開示を求めないとしているものと解される部分に該当する情報と該当箇所（対応する通番を含む。）

- (1) 開示請求者以外の個人の氏名，自署，住所，電話番号及び印影
  - 文書 1（相談連絡票） 1 頁（別表の 1 欄に掲げる頁番号をいう。以下頁番号については同じ。）に含まれる相談員の印影（通番 1）
  - 文書 3（兵庫労働局が作成した文書） 2 9 頁， 3 1 頁， 3 3 頁に含まれる特定の事業所の事業主又は職員の氏名（通番 4， 通番 6 及び通番 8）
  - 文書 4（特定事業所 A が提出した書類） 5 2 頁， 5 8 頁ないし 6 3 頁に含まれる特定の事業所の職員の氏名，自署，電話番号及び印影（通番 1 4）
  - 文書 5（特定事業所 B が提出した書類） 6 4 頁に含まれる特定の事業所の職員の氏名，自署及び印影（通番 1 5）
  - 文書 6（特定事業所 A が提出した書類） 6 7 頁に含まれる特定の事業所の職員の氏名（通番 1 6）
  - 文書 7（特定事業所 B が提出した書類） 7 3 頁ないし 7 7 頁， 8 3 頁ないし 8 7 頁， 8 9 頁ないし 9 4 頁， 9 7 頁ないし 9 9 頁に含まれる特定の事業所の職員の氏名，自署，電話番号及び印影（通番 1 7）
  - 文書 1 4（特定事業所 A が提出した書類） 1 4 1 頁及び 1 4 2 頁に含まれる特定の事業所の職員の氏名及び電話番号（通番 2 8）
  - 文書 1 5（特定事業所 D が提出した書類） 1 4 3 頁に含まれる特定の事業所の事業主の氏名及び電話番号（通番 2 9）
  - 文書 1 6（兵庫労働局が調査により入手した書類） 1 4 4 頁ないし 1 4 7 頁に含まれる特定の事業所の事業主若しくは職員又は特定の職業安定所の担当者の氏名（通番 3 1， 通番 3 4， 通番 3 6 及び通番 3 7）
- (2) ハローワークシステムを利用するための担当者 I D
  - 文書 1 2（兵庫労働局が調査により入手した書類） 1 3 8 頁に含まれる担当者の I D（通番 2 6）
  - 文書 1 6（兵庫労働局が調査により入手した書類） 1 4 4 頁及び 1 4 5 頁に含まれる同担当者の I D（通番 3 2 及び通番 3 5）

別表 不開示情報該当性

1 文書番号，文書名及び頁			2 新たに開示する部分 該当箇所	3 不開示を維持する部分 通番 該当箇所 法14条各号該当性			4 3欄のうち開示すべき部分
文書1	相談連絡票	1	3行目，12行目，13行目及び32行目	1	① 1行目欄名，2行目相談員の印影	2号	1行目欄名
				2	② 33行目ないし39行目	3号イ，7号イ	35行目，36行目
文書2	請求人が提出した書類	2ないし27	なし	-	なし	-	-
文書3	兵庫労働局が作成した文書	28	様式部分，1行目ないし12行目10文字目，15文字目ないし22文字目，14行目ないし18行目10文字目，19行目40文字目ないし20行目4文字目，21行目ないし26行目3文字目，8文字目ないし16文字目及び28行目4文字目ないし最終文字	3	① 左記以外の不開示部分	3号イ，7号イ	12行目，13行目29文字目ないし32文字目，18行目11文字目ないし24文字目，27行目13文字目ないし28行目
		29	1行目5文字目ないし2行目1文字目，6文字目ないし11行目4文字目，9文字目ないし14行目1文字	4	② 左記以外の不開示部分	2号，3号イ，7号イ	1行目，2行目，15行目ないし17行目4文字目（氏名を除く。），29行目，30行目

		目, 13文字目, 17行目1文字目, 9文字目ないし24行目21文字目, 25行目ないし28行目, 30行目40文字目ないし32行目4文字目, 34行目				
30	31行目1文字目ないし32行目2文字目, 33行目	5	③ 左記以外の不開示部分	2号, 3号イ, 7号イ	—	
31	6行目5文字目ないし7行目, 9行目26文字目ないし10行目4文字目, 22行目1文字目ないし10文字目, 35行目	6	④ 左記以外の不開示部分	2号, 3号イ, 7号イ	8行目, 9行目, 22行目, 23行目(氏名を除く。), 26行目ないし29行目31文字目, 30行目33文字目ないし34行目	
32	2行目及び3行目, 15行目2文字目ないし7文字目, 16行目4文字目ないし12文字目, 19行目3文字目ないし7文字目, 32文字目ないし35文字目, 34行目	7	⑤ 左記以外の不開示部分	3号イ, 7号イ	1行目, 8行目1文字目ないし10行目7文字目, 16行目34文字目ないし17行目7文字目, 18行目4文字目ないし19行目31文字目, 23行目28文字目ないし40文字目, 33行目18文字目ないし32文字目	
33	1行目, 3行目9文字目ないし4行目4文字目, 7行	8	⑥ 左記以外の不開示部分	2号, 3号イ,	2行目ないし3行目8文字目(氏名を除く。), 11	

					7号イ	行目37文字目ないし12行目14文字目, 40文字目ないし16行目(氏名を除く。), 21行目8文字目ないし11文字目, 22文字目ないし22行目(氏名を除く。)
34	1行目, 3行目10文字目ないし4行目4文字目, 5行目2文字目ないし7文字目, 6行目1文字目ないし34文字目, 7行目9文字目ないし最終文字, 11行目5文字目ないし8文字目, 30文字目ないし34文字目, 12行目22文字目ないし25文字目, 13行目10文字目ないし13文字目, 15行目10文字目ないし13文字目, 16行目17文字目ないし21	9	⑦ 左記以外の不開示部分	3号イ, 7号イ	2行目ないし3行目9文字目(氏名を除く。), 5行目1文字目ないし13文字目, 19文字目ないし最終文字, 6行目, 7行目, 9行目39文字目ないし11行目, 12行目26文字目ないし34文字目, 13行目最終文字ないし16行目(氏名を除く。), 26行目, 27行目(氏名を除く。), 28行目(氏名を除く。), 30行目(氏名を除く。), 31行目	

		文字目， 1 7 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 1 9 行目 4 文字目ないし 7 文字目， 2 1 行目 4 1 文字目ないし 2 2 行目 2 文字 目， 2 6 行目 5 文 字目ないし 9 文字 目， 2 7 行目 1 文 字目ないし 3 文字 目， 2 9 行目 2 文 字目ないし 7 文字 目， 3 2 行目				1 5 文字目ないし 最終文字
3 5	3 行目 1 文字目な いし 8 文字目， 8 行目 1 7 文字目な いし 2 0 文字目， 9 行目 4 文字目な いし 7 文字目， 1 1 行目 1 3 文字目 ないし 1 6 文字 目， 1 2 行目 1 3 文字目ないし 1 6 文字目， 1 4 行目 7 文字目ないし 1 0 文字目， 3 7 文 字目ないし 1 5 行 目 2 文字目， 1 6 行目， 2 0 行目 1 6 文字目ないし 1 8 文字目， 3 3 行 目	1 0	⑧ 左記以外 の不開示部分	3 号 イ， 第 7 号イ	8 行目 1 文字目な いし 2 4 文字目 ( 氏 名 を 除 く。 ) ， 9 行目 3 1 文字目ないし 1 0 行目 8 文字目	
3 6	4 行目 2 0 文字目 ないし 2 2 文字 目， 1 2 行目 9 文 字目ないし 1 1 文	1 1	⑨ 左記以外 の不開示部分	3 号 イ， 7 号イ	2 4 行目	

		字目, 2 3 行目 1 文字目ないし 2 4 行目 5 文字目, 1 8 文字目ないし 2 5 行目 5 文字目, 3 2 行目				
3 7	8 行目		1 2	⑩ 左記以外 の不開示部分	3 号 イ, 7 号イ	—
3 8 ない し 5 1	なし		1 3	⑪ 全不開示	3 号 イ, 7 号イ	(1) 3 8 頁ない し 4 2 頁の各 2 行 目日付並びに受領 年月日欄の欄名及 び日付, 4 4 頁, 4 6 頁, 4 8 頁及 び 5 0 頁の各 3 行 目及び 4 行目, 4 3 頁, 4 5 頁, 4 7 頁及び 4 9 頁の 各上段の表の 2 行 目左及び中央の欄 の欄名及び記載内 容  (2) 3 8 頁ない し 4 2 頁, 4 4 頁, 4 6 頁, 4 8 頁及び 5 0 頁の各 宛先 (氏名を除 く。) 及び発出 者, 4 4 頁, 4 6 頁, 4 8 及び 5 0 頁の各 1 行目, 3 8 頁及び 4 4 頁の 各表並びに 4 3 頁 下段の表の各左列 2 枠目 4 行目 2 1 文字目ないし 6 行

						<p>目 2 4 文字目, 3 9 頁及び 4 6 頁の 各表並びに 4 5 頁 下段の表の各左列 2 枠目 5 行目 7 文 字目ないし 1 0 行 目 2 文字目, 4 0 頁表左列 2 枠目 1 行目ないし 2 行目 2 3 文字目 (氏名 を除く。), 3 行 目 1 9 文字目ない し 4 行目 1 6 文字 目, 1 4 行目 8 文 字目ないし 1 9 行 目 1 2 文字目, 4 2 頁及び 5 0 頁の 各表並びに 4 9 頁 下段の表の各左列 2 枠目 1 行目ない し 3 行目 2 1 文字 目, 4 3 頁, 4 5 頁, 4 7 頁及び 4 9 頁の各標題並び に各上段の表の様 式及び記載内容 ( (1) 並びに 4 7 頁表 2 行目右欄 の記載内容及び 4 9 頁表 2 行目右欄 の記載内容のうち 1 文字目ないし 4 文 字 目 を 除 く。), 5 1 頁 1 行目 ( 3 4 文字目 ないし 3 7 文字目 を除く。), 枠内</p>
--	--	--	--	--	--	---



							事業者名（氏名を除く。）、矢印及び人型とその説明（②の説明及び④の説明2行目ないし4行目を除く。）、頁左下の説明（1行目16文字目ないし31文字目及び2行目2文字目ないし最終文字を除く。）
文書4	特定事業所Aが提出した書類	52 ない し6 3	なし	1 4	全不開示	2号, 3号 イ, 7号イ	—
文書5	特定事業所Bが提出した書類	64	なし	1 5	全不開示	2号, 3号 イ, 7号イ	—
文書6	特定事業所Aが提出した書類	65 ない し6 7	なし	1 6	① 全不開示	2号, 3号 イ, 7号イ	—
		68 ない し7 2	全開示	—	② なし	—	—
文書7	特定事業所Bが提出した書類	73 ない し9 9	なし	1 7	全不開示	2号, 3号 イ, 7号イ	—
文書	特定事業所C0	10 0	なし	1 8	全不開示	3号 イ,	—

8	が提出した書類					7号イ	
文書9	特定事業所Eが提出した書類	10 1 なし いし 12 6	なし	1 9	全不開示	3号イ, 7号イ	-
文書10	特定事業所Bが提出した書類	12 7	なし	2 0	全不開示	3号イ, 7号イ	全て
文書11	特定事業所Eが提出した書類	12 8	なし	2 1	全不開示	7号イ	全て
文書12	兵庫労働局が調査に手した書類	12 9 なし いし 13 0	右記以外の不開示部分	2 2	① Eメールアドレス	3号イ	-
		13 1	全開示	-	なし	-	-
		13 2	右記以外の不開示部分	2 3	② 「労働保険番号」, 「取得中の被保険者数」及び「前月末現在被保険者数」	3号イ	「労働保険番号」
		13 3 なし いし 13 4	全開示	-	なし	-	-

		135	右記以外の不開示部分	24	③ 「労働保険番号」，「取得中の被保険者数」及び「前月末現在被保険者数」	3号イ	「労働保険番号」
		136ないし137	全開示	—	なし	—	—
		138	右記以外の不開示部分	25	④ 「項目内容」3枠目コメント記載内容	3号イ	—
		26		26	⑤ 2行目36文字ないし45文字目並びに表中「担当者欄」1枠目1行目，2枠目1行目及び4行目並びに3枠目1行目の担当者ID	7号柱書き	—
文書13	兵庫労働局が作成した文書	139ないし140	なし	27	全不開示	3号イ，7号イ	(1) 139頁上段の表2行目左及び中央の欄名及び記載内容，140頁3行目，4行目(2) 139頁標題，上段の表の様式及び記載内容( (1) を除く。) ， 139頁

							下段の表及び140頁の表の各左列2枠目1行目ないし2行目23文字目（氏名を除く。），3行目19文字目ないし4行目16文字目，14行目8文字目ないし19行目12文字目，140頁1行目，宛先（氏名を除く。），発信者
文書14	特定事業所Aが提出した書類	14 1ないし14 2	なし	28	全不開示	2号， 3号イ， 7号イ	—
文書15	特定事業所Dが提出した書類	14 3	なし	29	全不開示	2号， 3号イ， 7号イ	上段の名刺（氏名，電話番号及び手書き部分を除く。）
文書16	兵庫労働局が調査により入手した書類	14 4	右記以外の部分	30	① 「項目内容」欄「充足人数」，5行目4文字目ないし6行目	3号イ	—
				31	② 「担当者」欄5行目，8行目，14行目，17行目及び20行目の担当者氏名	2号	—
				3	③ 「担当	7号柱	—

			2	者」欄 1 行 目, 4 行目, 7 行目, 1 0 行目, 1 3 行 目, 1 6 行目 及び 1 9 行目 の担当者 I D	書き	
1 4 5	右記以外の部分		3	④ 「項目内 容」欄「充足 人数」, 6 行 目 9 文字目な いし 7 行目 1 2 文字目, 1 3 行目ないし 1 6 行目	3 号イ	—
			3 4	⑤ 「担当 者」欄 2 行 目, 5 行目, 8 行目, 1 1 行目及び 1 4 行目の担当者 氏名	2 号	—
			3 5	⑥ 「担当 者」欄 1 行 目, 4 行目, 7 行目, 1 0 行目及び 1 3 行目の担当者 I D	7 号柱 書き	—
1 4 6	1 行目ないし 5 行 目 5 文字目, 5 行 目 1 9 文字目ない し 2 6 文字目及び 5 行目 2 8 文字目 ないし 1 2 行目	3 6	⑦-1 左記 以外の部分 (⑦-2 を除 く。) ⑦-2 最下 部の不開示部 分	2 号, 3 号イ	事業所番号	
1 4	1 行目ないし 5 行	3	⑧-1 左記	2 号,	事業所番号	

		7	目5文字目, 5行 目19文字目ない し26文字目, 5 行目28文字目な いし6行目7文字 目及び6行目15 文字目ないし14 行目	7	以外の部分 (⑧-2を除 く。) ⑧-2 最下 部の不開示部 分	3号イ	
--	--	---	--	---	---	-----	--

(注)

- 1 本件対象保有個人情報記録された文書に諮問庁が通しで頁打ちしたものを「頁」としている。
- 2 当審査会事務局において、該当箇所の記載法を一部整理した。
- 3 通番26, 通番31, 通番32, 通番34及び通番35の別表の3欄に掲げる部分及び通番1のうち同欄に掲げる部分から同4欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人が開示を争っていない部分に該当する。